



こうえきしゃだんほうじん よこはまし しんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい
公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会
よこはまし しょうがいしゃ しゃかい さんか すいしん
横浜市障害者社会参加推進センター

〒222-0035

かながわけん よこはまし こうほく とりやまちょう
神奈川県横浜市港北区鳥山町1752

しょうがいしゃ ぶんか よこはま かい
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3階

TEL.045-475-2060 FAX.045-475-2064



こうしき
公式HPはこちらへ

よこはまし いたく う さくせい
※このパンフレットは、横浜市からの委託を受けて作成しています。

こんなとき、どうしたら？

しょうがい ひと
障害のある人のための

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
障害者差別解消法ハンドブック



よこはまし しょうがいしゃ しゃかい さんか すいしん
横浜市障害者社会参加推進センター

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しょうがい ひと さべつ
障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくし、
しょうがい ひと ひと たが そんなちやう あ とも
障害のある人もない人も、互いを尊重し合いながら共に
い しゃかい きやうせい しゃかい じつげん め ざ
生きる社会(共生社会)を実現していくことを目指してつく
られました。

きやうせい しゃかい じつげん しょうがい
共生社会を実現していくためには、障害のある人もない
ひと しょうがい ひと さべつ
人も、どのようなことが障害のある人への差別となるのか、
さべつ
どうすれば差別はなくなっていくのかということについて、
いっしょ かんが たいせつ
一緒に考えていくことが大切です。

じれい いがい しょうがい ひと こま
この事例以外にも、障害のある人が困ったり、こうして
おも おも じれい さんこう
ほしいと思うこともたくさんあると思います。事例を参考に
して、いろいろな場面に当てはめて考えていただければ
さいわ
幸いです。

じれいしゅう しょうがい ひと そうだん とう さくせい
この事例集は、障害のある人からの相談等をもとに作成しました。
しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう かぎ かいせい しょうがいしゃ こよう そくしんほう
このため、障害者差別解消法に限らず、改正障害者雇用促進法や
しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう かんれん じれい と
障害者虐待防止法など関連する事例も取りあげています。



目次

1	しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう 障害者差別解消法について	3
2	じれい 事例	
	じれい いんしよくてん たいおう 【事例 1】飲食店での対応	7
	じれい たいおう 【事例 2】スーパーでの対応	9
	じれい ふくししせつ たいおう 【事例 3】福祉施設での対応	11
	じれい ちんたいじゅうたく もうしこ 【事例 4】賃貸住宅の申込み	13
	じれい こうきょうこうつうきかん たいおう 【事例 5】公共交通機関での対応	15
	じれい いりようきかん じゅしん 【事例 6】医療機関の受診	17
	じれい こうしゅうよくじょう たいおう 【事例 7】公衆浴場での対応	19
	じれい にゅうかいもうしこ 【事例 8】スポーツクラブの入会申込み	21
	じれい じんこうとうせきしゃ しゅうろう 【事例 9】人工透析者の就労	23
	じれい さんか もうしこ 【事例10】イベントへの参加申込み	25
	じれい がっこうぎょうじ たいおう 【事例11】学校行事への対応	27
3	しょうがいしゃ さべつ かん そうだんまどぐち 障害者差別に関する相談窓口	29



障害者差別解消法は どのような法律ですか？



しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう やくしょ みんかんじぎょうしゃ かいしゃ みせ など
障害者差別解消法は、役所や民間事業者（会社やお店等）が、

- ①障害を理由に「不当な差別的取扱い」をしないこと
- ②社会的な障壁（バリア）を取り除いていくために「合理的配慮」を行うことを定めています。

1 不当な差別的取扱いの禁止とは？

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい
障害のある人に対して、正当な理由がないのに、障害があるという
だけでサービスの提供を拒否することや、障害のない人につ
けない条件をつけたりすることなどが禁止されています。

《不当な差別的取扱いの例》

- ◎受付での対応を拒否する
- ◎学校の受験や入学を拒否する
- ◎アパートを貸さない など



せいとう りゆう だれ き なつく きやくかんてき じじつ
正当な理由とは、誰が聞いても納得できるような、客観的な事実
に基づいた理由のことです。サービスの提供を断られた場合
などには、どうしてなのか理由を聞くことが大切です。説明に納得
できないときは、相談窓口等（29ページ）に相談してみましよう。





2 合理的配慮の提供とは？

事業者等は、障害のある人から手助けを必要としているとの意思が伝えられた場合には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。合理的配慮を提供しないことも、障害者に対する差別になります。

《合理的配慮の例》

- ◎ 段差がある場合に、スロープを使って補助する
- ◎ 絵や写真を使って、分かりやすく伝える
- ◎ 目が見えない人に、書類を読んで説明する など



合理的配慮は、障害の特性や具体的な状況に応じて、個別的で多様性があります。合理的配慮の方法は一つではありません。社会のバリアをなくしていくために、建設的な話し合いを通じて、互いに対応の方法を柔軟に工夫していくことが大切です。

